

下水道使用料の体系について

- 1 従量制使用料改定（案）について
- 2 人数制使用料改定（案）について
- 3 温泉汚水使用料について
- 4 合併処理浄化槽の維持管理補助金制度について

1 従量制使用料改定（案）について

一律18%改定

料金表（1か月）

基本使用料								
水量区分	汚水量（m ³ ）	現行 使用料（円）		改定後 使用料（円）		増額分（円）		※改定率 （%）
		（税抜き）	（税込み）	（税抜き）	（税込み）	（税抜き）	（税込み）	
1	0～8	1,200	1,320	1,410	1,551	210	231	17.5%
	使用料金単価（円/m ³ ）	150	165.0	176	193.8	26	28.8	-
従量使用料								
水量区分	汚水量（m ³ ）	現行 使用料（円）		改定後 使用料（円）		増額分（円）		改定率 （%）
		（税抜き）	（税込み）	（税抜き）	（税込み）	（税抜き）	（税込み）	
2	9～16	144	158.4	169	185.9	25	27.5	17.4%
3	17～25	174	191.4	205	225.5	31	34.1	17.8%
4	26～50	190	209.0	224	246.4	34	37.4	17.9%
5	51～100	210	231.0	247	271.7	37	40.7	17.6%
6	101～200	232	255.2	273	300.3	41	45.1	17.7%
7	201～500	252	277.2	297	326.7	45	49.5	17.9%
8	501～	276	303.6	325	357.5	49	53.9	17.8%

累進度(改定後)

最大使用料金単価/基本使用料（使用料金単価）	1.84
最大使用料金単価/最小使用料金単価	1.92

年間使用料収入（税込み）	2,664,290 千円
現行差額(対R3決算)	400,666 千円
平均改定率	17.7%

※ 改定率については、税抜きの使用料を、基本使用料は10円未満切り捨て、従量使用料は1円未満を切り捨てとしているため、本来の改定率（18%）とは差異があります。

一律18%改定した場合の使用水量別使用料

使用水量別使用料（1か月）（税込み）

使用水量	現行使用料（円）	改定後使用料（円）	差額（円）	改定率	主な使用者
8m ³	1,320	1,551	231	17.5%	単身世帯
10m ³	1,636	1,922	286	17.5%	2人～4人世帯
20m ³	3,352	3,940	588	17.5%	
30m ³	5,354	6,299	945	17.7%	5人以上世帯
40m ³	7,444	8,763	1,319	17.7%	
50m ³	9,534	11,227	1,693	17.8%	小規模事業所
100m ³	21,084	24,812	3,728	17.7%	外食産業、高齢者福祉施設 保育園、幼稚園、学校
200m ³	46,604	54,842	8,238	17.7%	
500m ³	129,764	152,852	23,088	17.8%	食品製造業、宿泊業、病院
1,000m ³	281,564	331,602	50,038	17.8%	

県内8市下水道使用料 水量別比較表（一律18%改定後）

※雲南市はR5.4.1改定後の数値

（単位：円 消費税10%込み）

8m ³		
1	雲南市	1,207
2	安来市	1,502
3	出雲市	1,551
4	松江市	1,584
5	大田市	1,650
	浜田市	1,650
7	江津市	1,804
8	益田市	2,200

10m ³		
1	雲南市	1,555
2	大田市	1,650
	浜田市	1,650
4	松江市	1,760
5	江津市	1,804
6	出雲市	1,922
7	安来市	1,940
8	益田市	2,200

20m ³		
1	浜田市	3,025
2	松江市	3,080
3	雲南市	3,293
4	大田市	3,300
5	江津市	3,744
6	出雲市	3,940
7	安来市	4,200
8	益田市	4,510

30m ³		
1	松江市	5,170
	大田市	5,170
	浜田市	5,170
4	雲南市	5,669
5	江津市	5,804
6	出雲市	6,299
7	安来市	6,851
8	益田市	7,040

40m ³		
1	大田市	7,040
2	松江市	7,260
3	浜田市	7,315
4	江津市	7,984
5	雲南市	8,045
6	出雲市	8,763
7	安来市	9,502
8	益田市	9,570

50m ³		
1	大田市	8,910
2	松江市	9,350
3	浜田市	9,460
4	江津市	10,294
5	雲南市	10,421
6	出雲市	11,227
7	益田市	12,320
8	安来市	12,791

100m ³		
1	大田市	19,910
2	浜田市	20,185
3	松江市	20,900
4	江津市	22,494
5	出雲市	24,812
6	雲南市	25,326
7	益田市	26,070
8	安来市	29,236

200m ³		
1	浜田市	41,635
2	大田市	41,910
3	松江市	47,300
4	江津市	48,194
5	益田市	53,570
6	出雲市	54,842
7	雲南市	55,136
8	安来市	71,476

500m ³		
1	浜田市	105,985
2	大田市	107,910
3	江津市	127,494
4	松江市	134,750
5	益田市	136,070
6	雲南市	144,566
7	出雲市	152,852
8	安来市	198,196

1,000m ³		
1	浜田市	213,235
2	大田市	217,910
3	江津市	261,494
4	益田市	273,570
5	松江市	283,250
6	雲南市	293,616
7	出雲市	331,602
8	安来市	432,496

2 人数制使用料改定（案）について

人数制（水道メーターで計測しない場合）※主に「井戸水」を使用している場合

従量制使用料の改定と同様に、一律18%改定

（1か月あたり、税込み）

世帯区分	現行 使用料（円）	※改定後 使用料（円）	差額（円）
1人世帯	1,986	2,343	357
2人世帯	3,163	3,729	566
3人世帯	4,341	5,115	774
4人世帯	5,518	6,501	983
5人世帯	6,696	7,898	1,202
6人世帯	7,873	9,284	1,411
7人以上世帯	9,051	10,670	1,619

※ 改定後使用料は、現行使用料の税抜き金額に改定率（18%）を乗じ、10円未満を切り捨て、消費税相当額を乗じた金額です。

3 温泉汚水使用料について

1 経過

- ・平成13年度に旧斐川町において、「湯の川温泉郷」周辺整備の完了に合わせ、温泉汚水使用料を設定した。
- ・「温泉は町民の財産」との考えのもと、町の観光振興を図ることを目的に、使用水量が多い場合（現行使用料金体系では、1か月の使用水量が57m³以上の場合）は、従量制使用料より安価となる使用料とした。
- ・旧斐川町において、平成17年度及び平成20年度に開催された使用料金審議会においても、同様な考えに基づき改定はしなかった。

2 合併時の取扱い

- ・出雲市との合併時（平成23年10月）において、旧斐川町の従量制使用料については、2年間の経過措置を経て、平成25年10月に出雲市の従量制使用料に統一することとした。
- ・一方、温泉汚水使用料は、当時の合併協議のなかで、「**温泉汚水の在り方については、次期審議会において検討する。**」こととなった。

3 現状

- ・現在、斐川地域における温泉汚水使用料の適用者は、3事業所である。
- ・斐川地域以外で、公共下水道へ温泉汚水を排出している施設は、7事業所ある。

3事業所（斐川地域）

10事業所（出雲市全域）

【参考：温泉汚水使用料と従量制使用料による算定比較】

温泉汚水使用料は、温泉水を多量に排出する想定のもと、従量制使用料より基本使用料を高く、従量使用料を安く設定している。
(消費税込み)

(例)

使用水量	温泉汚水使用料①	従量制使用料②	差額 (①－②)
20m ³	11,000円	3,352円	7,648円
500m ³	66,000円	129,764円	△63,764円

・温泉汚水使用料における課題と今後の取扱いについて

【課題】

- ①特定地域のみ適用しており、公平性に欠けること。
- ②温泉汚水使用料の適用者は、現在、3事業所に限定されていること。
- ③温泉汚水使用料を設けた目的は、多量使用者の使用料を安価とすることであったが、現状、3事業所のうち2事業所においては、温泉汚水使用料を適用した方が高くなり、当初の目的と異なっていること。

【今後の取扱い】

上記課題を踏まえると、温泉汚水使用料は廃止することが妥当と考える。

【参考】現行の下水道使用料の体系(1か月あたりの使用料)

従量制 (水道メーターで計測)

区分 (1月につき)	汚水量	使用料
基本使用料	0~8m ³	1,320円 (1,200円)
従量使用料 (1m ³ につき)	9~16m ³	158.4円 (144円)
	17~25m ³	191.4円 (174円)
	26~50m ³	209.0円 (190円)
	51~100m ³	231.0円 (210円)
	101~200m ³	255.2円 (232円)
	201~500m ³	277.2円 (252円)
	501m ³ ~	303.6円 (276円)

従量制 (斐川地域の温泉汚水)

区分 (1月につき)	汚水量	使用料
基本使用料	0~100m ³	11,000円 (10,000円)
従量使用料 (1m ³ につき)	101~200m ³	121円 (110円)
	201~300m ³	132円 (120円)
	301~400m ³	143円 (130円)
	401~500m ³	154円 (140円)
	501m ³ ~	165円 (150円)

※単位：円 消費税10%込み
(下段：消費税相当額を除く)

4 合併処理浄化槽の維持管理補助金制度について

1 現状

合併処理浄化槽維持管理補助金は、個人で合併処理浄化槽を設置された翌年度から公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の供用開始までの間、**年間15,000円/基**（平成5年度開始当時は25,000円）を補助している。

2 補助金額算定方法

現行の維持管理補助金は平成23年4月の下水道使用料改定に伴い、補助金額15,000円とした。

区分	金額
維持管理費①	70,976円
下水道使用料②	53,232円
差額（①－②）	17,744円 ≒15,000円

3 今後の補助金額

補助金制度の趣旨及び改定後使用料と浄化槽維持管理費（ご負担）の格差是正について検証し、補助金額について検討することが妥当と考える。